

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月30日（令和5年（行情）諮問第1091号及び同第1092号）

答申日：令和6年12月11日（令和6年度（行情）答申第703号及び同第704号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる50文書（以下、順に「文書1」ないし「文書50」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成28年11月24日付け防官文第19865号、平成30年12月27日付け同第20182号、平成28年12月22日付け同第21369号及び平成30年12月27日付け同第20183号により行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 諮問第1091号

（ア）原処分1関係

a 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面

(1) 」(平成24年11月22日)8頁。別紙1(未添付))である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

b 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

c 複写の交付が本件対象文書(第2においては、各原処分の対象である文書を指す。)の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

d 一部に対する不開示決定の取り消し。

「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」(平成23年防衛省訓令第15号)第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。

同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

e 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても開示・不開示の判断を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるもの

である。

f 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

(イ) 原処分 2 関係

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 諮問第 1092 号

(ア) 原処分 3 関係

a 上記ア (ア) a と同じ

b 上記ア (ア) b と同じ

c 上記ア (ア) c と同じ

d 上記ア (ア) d と同じ

e 上記ア (ア) e と同じ

f 上記ア (ア) f と同じ

(イ) 原処分 4 関係

上記ア (イ) と同じ

(2) 意見書 (添付資料は省略する。)

ア 諮問第 1091 号

意見：ページ番号が欠落している

本件対象文書の殆どにページ番号が振られていないが (例えば防官文第 19865 号で特定された文書 (1)。文書 1 を指す。), 添付資料とした別件で特定された文書には中央下にページ番号が振られている。

従って原本にはいずれもページ番号が振られているはずで、開示の実施に当たって欠落したものと思われる。

イ 諮問第 1092 号

(ア) 上記アと同じ

(イ) 意見：文字化けがある

開示された文書のうち「11 ロシアの多層防空防宇宙システム」には 4 枚目 (下から 9 行目 (原文ママ)) には「⇒」という記号があるが、文章の意味をなしていないので、複写の交付に当たって文字化けが起きたものと思われる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第 1091 号 (原処分 1 及び原処分 2 関係)

(1) 経緯

原処分 1 及び原処分 2 に関する開示請求 (以下「本件開示請求 1」と

いう。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書26を特定し、平成28年11月24日付け防官文第19865号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った。

原処分1を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、原処分1において開示した文書に加え、文書27を特定し、文書27は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20182号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分2)を行った。

諮問第1091号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求1」という。)は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求1について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年10か月及び約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 文書1ないし文書27について

ア 文書1ないし文書26については、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書27については、文書26とは異なるシステムに保管(登録)されているデータ資料である。

(3) 「当該記事一覧」について

文書1ないし文書27は、上記(2)のとおり、システム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

(4) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書1ないし文書25の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害する

おそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 文書26については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

ウ 文書27の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、文書1ないし文書26の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「複写の交付が文書1ないし文書25の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書1ないし文書25と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、「当該記事一覧」の特定を求めるとともに、「「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる」と主張するが、同条の規定は、「当該記事一覧」の作成を義務付けるものではなく、作成していない。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書26は電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

カ 審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部

分について開示を求めるが、原処分2においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記(4)ウのとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 諮問第1092号（原処分3及び原処分4関係）

(1) 経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書28ないし文書49を特定し、平成28年12月22日付け防官文第21369号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

原処分3を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、原処分3において開示した文書に加え、文書50を特定し、文書50は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20183号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第1092号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求2について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年10か月及び約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 文書28ないし文書50について

ア 上記1(2)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書26」を「文書28ないし文書49」に改める。）

イ 上記1(2)イと同じ（ただし、「文書27」を「文書50」に、「文書26」を「文書49」に、それぞれ改める。）

(3) 「当該記事一覧」について

上記1(3)と同じ（ただし、「文書1ないし文書27」を「文書28ないし文書50」に改める。）

(4) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1(4)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書25」を「文書28ないし文書48」に改める。）

イ 上記１（４）イと同じ（ただし、「文書２６」を「文書４９」に改める。）

ウ 上記１（４）ウと同じ（ただし、「文書２７」を「文書５０」に改める。）

（５）審査請求人の主張について

ア 上記１（５）アと同じ（ただし、「文書１ないし文書２６」を「文書２８ないし文書４９」に改める。）

イ 上記１（５）イと同じ（ただし、「本件開示請求１」を「本件開示請求２」に改める。）

ウ 上記１（５）ウと同じ（ただし、「文書１ないし文書２５」をいずれも「文書２８ないし文書４８」に改める。）

エ 上記１（５）エと同じ

オ 上記１（５）オと同じ（ただし、「文書１ないし文書２６」を「文書２８ないし文書４９」に改める。）

カ 上記１（５）カと同じ（ただし、「原処分２」を「原処分４」に改める。）

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分３及び原処分４を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 令和５年１１月３０日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第１０９１号及び同第１０９２号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年１２月１５日 | 審議（同上） |
| ④ | 令和６年１月５日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑤ | 同年１２月５日 | 令和５年（行情）諮問第１０９１号及び同第１０９２号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その全部又は一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分１及び原処分３については、文書の再特定及び不開示部分の開示を求め、原処分２及び原処分４については、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏ま

え、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 文書1ないし文書26は、上記第3の1(2)ア及び同(5)アにおいて説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。

イ 文書28ないし文書49は、上記第3の2(2)ア及び同(5)アにおいて説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。

(2) これを検討するに、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、文書1ないし文書26及び文書28ないし文書49は、基礎情報隊において、電磁的記録により作成・管理されていて、紙媒体は保有していない旨の上記(1)並びに上記第3の1(3)及び同(5)オ並びに同2(3)及び同(5)オの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

(3) なお、諮問庁が、原処分2及び原処分4に至る経緯について、上記第3の1(1)及び第3の2(1)のとおり説明していることに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、本件開示請求は、請求文言に「基礎情報隊が作成した」という文言があることから、陸上自衛隊基礎情報隊の部内のウェブサイト（以下「部内ウェブサイト」という。）に掲載するか否かにつき、隊長等が掲載を認め、決裁した資料のみが本件請求文書に該当すると判断し、原処分1においては、文書1ないし文書26、原処分3においては、文書28ないし文書49をそれぞれ特定したが、防衛省において再度検討したところ、隊長等が部内ウェブサイトに掲載することを不適当と判断した、文書26及び文書49とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料についても、本件請求文書に該当すると判断したことから、これを文書27及び文書50として特定したとのことであった。

(4) また、諮問庁からは、本件審査請求を受け、念のため改めて、陸上自衛隊基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとの補足説明があったところ、これを覆すに足りる事情はないので、上記探索の範囲等について、特段問題があるとは認められない。

(5) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1ないし文書25及び文書28ないし文書48の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1(4)ア及び同2(4)アのとおり説明する。

当審査会において文書1ないし文書25及び文書28ないし文書48を見分したところ、標記不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書26、文書27、文書49及び文書50について

文書26、文書27、文書49及び文書50を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1(4)イ及びウ並びに同2(4)イ及びウのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、文書26、文書27、文書49及び文書50については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人が、各意見書で述べる点は(上記第2の2(2))、その主張自体から開示の実施に関するものであると解されるので、当審査会の判断対象ではないが、念のために、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人の上記指摘については、いずれも原本自体がそのようになっているのであり、上記第3の1(5)ウ及び同2(5)ウで述べたとおり、開示実施文書と原本に齟齬はないとのことであつた(なお、諮問書に添付された開示実施文書の写しと諮問庁から提

示を受けた本件対象文書を対比しても、この点の諮問庁の説明は首肯し得る。）。)

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年10か月及び約4年10か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書 1 (諮問第 1091 号)

基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年9月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。

(2) 本件請求文書 2 (諮問第 1092 号)

基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年10月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。

2 特定された文書

(1) 諮問第 1091 号

ア 原処分 1 関係

文書 1 トマホークのブロック IV 及びその後の開発（3／5）

文書 2 中国軍，新型のデジタル迷彩運動靴を装備

文書 3 中国陸軍「火力 2016・山丹 B」演習，戦備等級の転換訓練を実施

文書 4 中国陸軍「火力 2016・青銅峡 B」演習，実弾検証段階に移行

文書 5 米韓連合軍司令部が「乙支（ウルチ）・フリーダム・ガーディアン」（UFG）演習開始を発表

文書 6 ロシア南部軍管区で戦略指揮・参謀部演習「カフカス 2016」が開始

文書 7 トマホークのブロック IV 及びその後の開発（4／5）

文書 8 台湾，金門で「漢光 32 号」実動演習の「即応対処訓練」実施

文書 9 台湾憲兵部隊等，「漢光 32 号」実動演習において襲撃対処作戦を演練

文書 10 北朝鮮，1 発の SLBM を発射し 500 キロメートル飛行，日本の防空識別圏に落下

文書 11 韓国軍，SM-3 迎撃ミサイル導入か

文書 12 ロシア国防相，セレクトー会議を実施（9 月 2 日）

文書 13 トマホークのブロック IV 及びその後の開発（5／5）

文書 14 台湾軍，「漢光 32 号」実動演習で水陸両用作戦演習を実施

文書 15 中国陸軍，ブラジル「国際ジャングルパトロール競技会」の成果を発表

文書 1 6 北朝鮮，建国記念日を前に日本海上に弾道ミサイル 3 発
発射

文書 1 7 韓国，2017 年度国防予算が国防費 40 兆ウォン（約
3 兆 6，884 億円）を初めて突破、対北核・ミサイル対応

文書 1 8 北方領土を含めたサハリン州の人口が増加

文書 1 9 ロシア太平洋艦隊に 2 隻目のボレイ級 S S B N が到着

文書 2 0 中国軍新兵，入営前後の行動

文書 2 1 全球防衛雑誌，「漢光 3 2 号」実動演習の聯興演習につ
いて掲載

文書 2 2 中露「海上協力 2016」，合同着上陸演習を実施

文書 2 3 中露「海上協力 2016」軍事演習におけるフロッグマ
ン部隊の行動

文書 2 4 北朝鮮，年間 7 個の核兵器製造可能か

文書 2 5 北朝鮮の核ミサイル脅威に対する韓国軍の能力と態勢

文書 2 6 各国データベース

イ 原処分 2 関係

文書 2 7 基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，
欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情
報資料（2016 年 9 月分）に係る行政文書のうち，原処分 1
により開示決定した以外の文書

(2) 諮問第 1092 号

ア 原処分 3 関係

文書 2 8 中国の多層防空網

文書 2 9 中国の三沙警備区で海上民兵の年度の訓練を実施

文書 3 0 中国陸軍，「中部砺剣 2016・確山 C」実員対抗演習
を開始

文書 3 1 中国陸軍「中部砺剣 2016・確山 C」演習，実弾射撃
検証段階に移行

文書 3 2 北朝鮮，海軍司令官の李勇周が 5 か月ぶりに公式報道に
登場

文書 3 3 韓国，烏山エアショー開催，米戦略爆撃機 B-1B も公
開

文書 3 4 台湾陸軍第 542 装甲旅団について

文書 3 5 中国海軍陸戦隊，新兵に対する訓練展示を実施

文書 3 6 北朝鮮，軍兵士が軍事境界線を越え韓国側に侵入

文書 3 7 韓国軍，「高速戦闘艇」を建造し西北島嶼へ 3 時間内に
増員戦力を送る

文書 3 8 ロシアの多層防空防宇宙システム

- 文書 3 9 中国武装警察部隊， 1 3 式新型野外携行食の紹介
- 文書 4 0 台湾軍， 双十節の 2 0 1 6 年国慶節式典に登場
- 文書 4 1 中国陸軍特殊作戦兵， 水上落下傘降下訓練を実施
- 文書 4 2 北朝鮮の S L B M は中国の J L - 1 と酷似
- 文書 4 3 米韓の外交・国防首脳部が北朝鮮への対応策を議論
- 文書 4 4 イスラエルの多層弾道ミサイル防衛（ 1 ／ 3 ）
- 文書 4 5 海軍陸戦隊第 6 6 旅団， 個人用対装甲ロケット女性射手が誕生
- 文書 4 6 中国軍， 「跨越險阻 2 0 1 6 」 地上無人システム競技会を実施
- 文書 4 7 米韓， 2 プラス 2 にて外交・国防高官協議体の発足で合意
- 文書 4 8 北朝鮮， ムスダン発射， 失敗（ 2 0 1 6 年 1 0 月 2 0 日 ）
- 文書 4 9 各国データベース

イ 原処分 4 関係

- 文書 5 0 基礎情報隊が作成したロシア， 中国， 朝鮮半島， 米州， 欧州， アフリカ， その他の地域， 及び軍事科学技術に関する情報資料（ 2 0 1 6 年 1 0 月分 ） に係る行政文書のうち， 原処分 3 により開示決定した以外の文書